

岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会の概要

1 目的

住宅宿泊(民泊)事業に起因する騒音等の生活環境の悪化を未然に防止するため、住宅宿泊事業法施行条例では、住宅宿泊事業という新たな事業について区域・期間の制限を行うものであることから、今後の本県における事業の実施状況等を踏まえ、条例施行後3年を目途に必要な措置を検討する旨の規定を設けている。

この規定を踏まえ、地域の生活環境の保全に係る専門的な見地からの審議・検討を行うため、岩手県環境審議会に「住宅宿泊事業特別部会」を平成30年10月29日に設置したものの。

2 審議事項

- (1) 住宅宿泊事業の執行状況に関すること
- (2) 住宅宿泊事業法施行条例に規定する制限する区域・期間に関すること
- (3) 条例に規定する制限の適用除外に関すること
- (4) その他住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化の防止のために必要な措置などに関すること

3 委員

委員	氏名	所属及び職
審議会委員	生田 弘子	カシオペア環境研究会 顧問
	大澤 長嘉★	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 常務理事
	笹尾 俊明☆	岩手大学人文社会科学部 教授
専門委員	田中 修	平泉一関エリア農泊推進協議会 会長
	田村 泰俊	明治学院大学法学部 教授
	宮井 久男	岩手県立大学 名誉教授

☆部会長

★部会長職務代理者